

阿久根市地域防災計画 (修正案)

(原子力災害対策編)



阿久根市防災会議

沿革

策定	平成 2 5 年	5 月
一部修正	平成 2 9 年	月

阿久根市地域防災計画（原子力災害対策編）

目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	定義	1
第3節	計画の性格	5
第4節	計画の周知徹底	5
第5節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	6
第6節	計画の基礎とするべき災害の想定	6
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	6
第8節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	6
第9節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	7

第2章 防災体制

第1節	災害応急対策における対応基準	15
第2節	防災活動体制	15

第3章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	20
第2節	九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	20
第3節	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	20
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	20
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	20
第6節	緊急事態応急体制の整備	24
第7節	複合災害に備えた体制の整備	26
第8節	避難収容活動体制の整備	27
第9節	緊急輸送活動体制の整備	31
第10節	救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備	31
第11節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	32
第12節	行政機関の業務継続計画の策定	33
第13節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	33
第14節	防災業務関係者の人材育成	34
第15節	防災訓練等の実施	34
第16節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	35
第17節	災害復旧への備え	36

第4章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	37
第2節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	37
第3節	活動体制の確立	39
第4節	避難，屋内退避等の防護措置	41
第5節	治安の確保及び火災の予防	45
第6節	飲食物の出荷制限，摂取制限等	45
第7節	緊急輸送活動	45
第8節	救助・救急，消火及び医療活動	46
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	47
第10節	自発的支援の受入れ等	48
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	48

第5章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	50
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	50
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	50
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	50
第5節	各種制限措置の解除	50
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	50
第7節	被災者等の生活再建等の支援	50
第8節	風評被害等の影響の軽減	51
第9節	被災中小企業等に対する支援	51
第10節	心身の健康相談体制の整備	51

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所の原子炉の運転等（原子炉の運転、貯蔵、加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規程を定める施設）の運転及び発電所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 定義

この計画において用いる用語を次のように定義する。

1 原子力災害

原子力緊急事態により市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2 原子力緊急事態

原災法第2条第2号の規定する事態であり、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

4 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

5 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6 立地市

薩摩川内市をいう。

7 関係周辺市町

原災法第7条第2項に規定する市町であり、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町をいう。

8 受入市町村

立地市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又は緊急被ばく医療対策として設置する救護所等の所在市町村

9 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府、原子力規制委員会、環境省、経済産業省、文部科学省、国土交通省等

10 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局、九州経済産業局、九州運輸局等

11 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本赤十字社、日本放送協会等

12 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送、株式会社エフエム鹿児島、公益社団法人鹿児島県医師会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等

13 公共的団体

漁業協同組合、鹿児島いずみ農業協同組合等をいう。

14 防災関係機関

県、立地市、関係周辺市町、受入市町村、県警察、県教育委員会、消防機関、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、九州電力、その他防災機関をいう。

15 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える態勢を確立する

業務を行うとともに、原子力災害時には、オフサイトセンターにおいて、その状況の把握のため必要な情報の収集・提供、応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

1 6 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

1 7 オフサイトセンター

原災法第12条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で、通称オフサイトセンターという。

1 8 情報収集事態

薩摩川内市で、震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。

1 9 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階（本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合など）をいう。

2 0 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

2 1 全面緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

2 2 施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

2 3 要配慮者

高齢者，障がい者，外国人，乳幼児，妊産婦，傷病者，入院患者等をいう。

2 4 国事故現地警戒本部

情報収集事態又は警戒事態が発生した場合において，オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長若しくは原子力防災専門官を現地本部長として設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

2 5 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において，オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

2 6 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において，内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国，県，立地市，関係周辺市町，九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

2 7 国現地本部

全面緊急事態に至り，原災法第 1 5 条第 2 項に基づき，原子力緊急事態宣言が発出された場合において，オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。原子力災害現地对応の総合調整を行う。

2 8 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り，原災法第 1 5 条第 2 項に基づき，原子力緊急事態宣言が発出された場合において，内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国，県，立地市，関係周辺市町，九州電力及び専門家等によって構成される組織で，国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

2 9 機能グループ

オフサイトセンターにおいて，原子力災害合同対策協議会をサポートするために，国，県，立地市，関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で，総括班，広報班，放射線班，医療班，住民安全班，実動対処班，運営支援班，プラントチームの 8 つの班等をいい，国現地本部を構成する。

3 0 緊急事態応急対策実施区域

原災法第 1 5 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言において緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

3 1 警戒区域

原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第63条の規定に基づき、立地市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線を被ばくすることなどにより人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は退去を命じることができる区域をいう。

3.2 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど、環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所から概ね30kmの圏内及び甕島の全域の区域をいう。

3.3 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転等の防護措置が必要となったとき、UPZ内の住民については、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど避難先として不相当である場合の代替の避難所を、UPZ内の医療機関、社会福祉施設については、その避難先を迅速に調整するためのシステム（以下、「避難施設等調整システム」という。）をいう。

第3節 計画の性格

1 阿久根市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、阿久根市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 阿久根市における他の災害対策との関係

この計画は、「阿久根市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「阿久根市地域防災計画」に拠るものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、過酷事故を想定する。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、放射性セシウム、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や建築物、工作物等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、本市においては、その範囲（UPZ）を川内原子力発電所からおおむね半径30km圏内とし、市内全域を対象とする。

第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

川内原子力発電所からおおむね半径5km圏内（PAZ：予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone））においては、原子力施設において異常事象が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の

状態が原子力災害対策指針に基づく次に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、P A Z（P A Z：予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone））の範囲外においても事態の規模，時間的な推移に応じて，国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また，本市が位置するU P Z（緊急的防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action planning Zone））においては，全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合，U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を，防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）と照らし合わせ，必要な防護措置を実施するものとする。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し，市，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は，次のとおりとする。

防災関係機関の事務又は業務の大綱

1 市

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
(2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。
(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。
(5) 放射線防護資機材の整備に関すること。
(6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
(7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
(8) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。
(9) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
(10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(11) 緊急時モニタリングの協力に関すること。
(12) 住民等の避難のための立退きの勧告又は指示等及び立入制限，警戒区域の設置に関すること。
(13) 避難所の開設及び運営に関すること。
(14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の採取・出荷制限等に関すること。

- (15) 被ばく医療措置の協力に関する事。
- (16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関する事。
- (17) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関する事。
- (18) 各種制限措置の解除に関する事。
- (19) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関する事。
- (20) 風評被害等の影響の軽減に関する事。
- (21) 住民相談窓口の設置に関する事。
- (22) 健康相談窓口の設置に関する事。
- (23) 広域避難計画の作成に関する事。
- (24) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関する事。
- (25) 災害時における所管道路の通行確保に関する事。

2 消防機関

機関名	事務又は業務
阿久根地区消防組合	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
阿久根市消防団	(2) 住民等の避難等の誘導に関する事。
阿久根市女性消防隊	(3) 傷病者の救急搬送に関する事。
	(4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関する事。
	(5) 緊急事態応急実施区域の消防対策に関する事。
	(6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関する事。

3 市教育委員会

事務又は業務
(1) 児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関する事。
(2) 災害時における児童及び生徒の安全対策に関する事。
(3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関する事。
(4) 小中学校への災害情報の伝達に関する事。
(5) 被災した児童及び生徒の把握及び心のケア等に関する事。

4 県

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
(2) 防災業務関係者に対する教育に関する事。
(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関する事。
(4) 通信連絡設備の整備に関する事。
(5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関する事。
(6) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関する事。
(7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関する事。
(8) 放射線防護資機材の整備に関する事。
(9) 原子力災害対策の資料の整備に関する事。

- (10) 災害状況等の把握及び通報連絡に関する事。
- (11) 災害対策本部等の設置・運営に関する事。
- (12) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事。
- (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
- (14) 住民等の避難等（屋内退避，コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ）及び立入制限等に係る市への指示要請に関する事。
- (15) 避難施設等調整システムを活用したUPZ内の住民，医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関する事。
- (16) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市への指示に関する事。
- (17) 被ばく医療措置に関する事。
- (18) 緊急輸送及び必要物資の調達に関する事。
- (19) 環境汚染への対処に関する事。
- (20) 原子力災害対策に係る市への指示，指導及び助言に関する事。
- (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事。
- (22) 風評被害等の影響の軽減に関する事。
- (23) 住民相談窓口の設置に関する事。
- (24) 健康相談窓口の設置に関する事。
- (25) 避難者の受入市町村への協力要請及び情報提供に関する事。
- (26) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関する事。
- (27) 災害時における所管道路の通行確保に関する事。

5 受入市町

事務又は業務
<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所等の提供・開設・運営協力に関する事。 (2) 市への応援・協力に関する事。 (3) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。 (4) 緊急時モニタリングへの協力に関する事。 (5) 避難誘導への協力に関する事。 (6) 被ばく医療措置への協力に関する事。 (7) 風評被害等の影響の軽減に関する事。 (8) 災害における所管道路の通行確保に関する事。

6 県警察（阿久根警察署）

事務又は業務
<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。 (2) 住民等の避難等の誘導に関する事。 (3) 緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関する事。 (4) 災害状況の把握及び連絡通報に関する事。 (5) 緊急輸送の先導に関する事。

- (6) 防犯対策（避難所その他）に関すること。
- (7) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。

7 鹿児島県教育委員会

事務又は業務	
(1)	園児，児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。
(2)	災害時における園児，児童及び生徒の安全対策に関すること。
(3)	災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。
(4)	小中学校及び県立学校への災害情報の伝達に関すること。
(5)	被災した園児，児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。
(6)	小中学校及び県立学校等避難計画作成への指導・調整に関すること。

8 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における管区内各県警察の指導及び調整（警察災害派遣等の応援派遣，装備資機材の援助等）に関すること。 (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。
九州財務局 （鹿児島財務事務所）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集・通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における農地，農業用施設，家畜・家きん，農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (3) 災害時における応急用食料等の確保等に関すること。 (4) 被災地周辺の家畜・家きん，飼料，たい肥，農林畜水産物等の移動規制及び解除に関すること。
九州森林管理局 （北薩森林管理署）	災害時における国有林野，国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関すること。
九州経済産業局	災害に関する情報収集及びそれらに係る支援に関すること
九州運輸局	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること。

(鹿児島運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること。 (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関すること。 (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。 (3) 原子力災害発生時の航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定に関すること。
第十管区海上保安本部 串木野海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 (2) 災害時における海上における応急救援に関すること。 (3) 船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。 (4) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。 (5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
福岡管区气象台 鹿児島地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象情報の把握、伝達及び発表に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの協力に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練に関すること。 (3) 災害時における通信機器の確保に関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における労働災害調査に関すること。 (2) 労働災害防止についての監督、指導に関すること。 (3) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての必要な指導に関すること。 (4) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督、指導に関すること。 (5) 被災事業場の再開についての必要な指導に関すること。 (6) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収入・把握及び離職者の早期再就職に関すること。

	(7) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関する事 こと。
九州地方整備局 (鹿児島国道事務所 阿久根維持出張所)	(1) 災害時における国道の通行確保に関する事 こと。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事 こと。 (3) 道路情報表示による災害情報の提供に関する事 こと。
九州地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関 すること。 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整に関する事 こと。

9 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第12普通科連隊 海上自衛隊 第1航空群	(1) 災害時における応急救援に関する事 こと。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関する事 こと。 (3) 被害状況の把握に関する事 こと。 (4) 避難の救助に関する事 こと。 (5) 行方不明者の捜索・救助に関する事 こと。 (6) 消防活動に関する事 こと。 (7) 救護に関する事 こと。 (8) 人員及び物資の緊急輸送に関する事 こと。 (9) スクリーニング及び除染に関する事 こと。 (10) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事 こと。 (11) その他生活支援等に関する事 こと。

10 指定公共機関

機関名	事務又は業務
西日本高速道路株 式会社	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関する事 こと。 (2) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関す ること。 (3) 緊急輸送、避難に対する協力に関する事 こと。 (4) 災害救助等災害緊急車両の通過に伴う料金徴収の免除の 取り扱いに関する事 こと。
九州旅客鉄道株式 会社 日本貨物鉄道株式 会社	(1) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関す ること。 (2) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送の協力に関す ること。
西日本電信電話株 式会社(鹿児島支 店) KDDI 株式会社 株式会社 NTTドコモ	(1) 災害時における通信の確保に関する事 こと。 (2) 仮設回線の設置に関する事 こと。 (3) 災害時優先電話に関する事 こと。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
郵便事業株式会社 及び郵便局株式会社 (各郵便局)	災害時における郵政事業運営の確保に関する事。
日本赤十字社 鹿児島県支部 阿久根市地区	(1) 災害時における医療救護に関する事。 (2) 被災者に対する救援物資の配分に関する事。
日本放送協会	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関する事。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。

1 1 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送株式会社 株式会社鹿児島放送 株式会社エフエム鹿児島 株式会社鹿児島読売テレビ	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関する事。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。
出水郡医師会 出水郡歯科医師会	災害時における医療救護に関する事。
公益社団法人鹿児島県トラック協会 公益社団法人鹿児島県バス協会	災害時における救助物資及び避難者の緊急輸送協力に関する事。

1 2 公共的団体等

機関名	事務又は業務
その他の公共的団体 社会福祉施設経営者 漁業協同組合 農業協同組合 阿久根商工会議所	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関する事。 (2) 災害時における入所者等の安全対策に関する事。(避難計画の作成) (3) 事故情報及び各種措置の伝達に関する事。 (4) 農林畜水産物の出荷制限に関する事。
肥薩おれんじ鉄道	災害時における救助物資、人員の緊急輸送に関する事。

1 3 九州電力

事務又は業務

- (1) 川内原子力発電所の防災体制の整備に関する事。
- (2) 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事。
- (3) 川内原子力発電所の災害予防に関する事。
- (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関する事。
- (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関する事。
- (6) 災害時における施設内の応急対策に関する事。
- (7) 通報連絡設備及び体制の整備に関する事。
- (8) 環境放射線モニタリング設備、機器類の整備に関する事。
- (9) 環境放射線モニタリングの実施に関する事。
- (10) 原子力防災資機材の整備に関する事。
- (11) 原子力災害対策の資料の整備に関する事。
- (12) 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関する事。
- (13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関する事。
- (14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
- (15) 相談窓口の設置に関する事。
- (16) 市、県及び関係機関が実施する防災対策に対する協力に関する事。
- (17) 環境汚染への対処に関する事。
- (18) 災害復旧に関する事。

第2章 防災体制

第1節 災害応急対策における対応基準

市は、次の対応基準にしたがって災害応急対策をとるものとする。

体制区分	体制の設置基準	本部の設置	対策拠点施設※での対応
警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力から異常事象（※）の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めるとき。 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、市長が必要であると認めるとき。 	災害警戒本部の設置・運営	
対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき。 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めるとき。 	災害対策本部の設置・運営	現地事故対策連絡会議への参画
緊急時体制	<ul style="list-style-type: none"> 全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づいて内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 	災害対策本部の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害合同対策協議会への参画 機能グループへの参画

※ 「いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書」第4条に規定する事項をいう。

※ 対策拠点施設：緊急事態応急対策等拠点施設のこと。

第2節 防災活動体制

第1 警戒本部体制

1 災害警戒本部の設置

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、総務課長を本部長とする災害警戒本部を総務課に設置し、県及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対応するため、あらかじめ定められた警戒体制をとり、必要な情報等を得るなどし、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

2 警戒本部の所掌事務

- (1) 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関する事。
 - (2) 国及び九州電力との連絡調整に関する事。
 - (3) 県及び関係機関との連絡調整に関する事。
 - (4) 関係課等相互の連絡調整に関する事。
 - (5) 緊急時モニタリングに関する事。
 - (6) 広報に関する事。
 - (7) その他必要な事項
- 3 災害警戒本部の廃止
- (1) 警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
 - (2) 市長が災害の危険が解消したと認めたとき。
- 4 災害対策本部への移行
- 災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

第2 対策本部体制

1 災害対策本部

(1) 設置

市は、対策本部体制を取るべき状況になった場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、県に連絡するとともに、市の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施に当たる。

(2) 所掌事務

- ① 災害状況の把握に関する事。
- ② 国、県、九州電力その他関係機関との連絡調整に関する事。
- ③ 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
- ④ 防護対策実施区域の決定に関する事。
- ⑤ 住民等の避難及び立入り制限に関する事。
- ⑥ 国の専門家の派遣要請に関する事。
- ⑦ 報道機関との連絡調整に関する事。
- ⑧ 自衛隊への派遣要請等に関する事。
- ⑨ 海上保安部への派遣要請等に関する事。
- ⑩ バス会社等への協力要請に関する事。
- ⑪ 緊急被ばく医療に関する事。
- ⑫ 緊急時モニタリング等の協力に関する事。
- ⑬ 飲食物等の摂取制限に関する事。
- ⑭ 農林畜水産物の採取・出荷制限等に関する事。
- ⑮ 交通規制・緊急時輸送等に関する事。
- ⑯ 環境汚染への対処に関する事。
- ⑰ 原子力合同対策協議会への参画に関する事。
- ⑱ 避難所の開設及び運営に関する事。
- ⑲ 住民相談窓口、健康相談窓口の設置及び運営に関する事。
- ⑳ その他必要な事項

2 対策拠点施設（オフサイトセンター）への要員派遣

- (1) 災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、対策拠点施設と災害対策本部との間の連絡調整、対策拠点施設における機動的かつ迅速的な応急対策を実施するため、直ちに要員を派遣し、その責任者に災害対策副本部長の副市長を充てる。
- (2) 派遣要員の所掌事務は次のとおりとする。
 - ① 災害対策本部との連絡調整に関すること。
 - ② 災害状況の収集伝達に関すること。
 - ③ 国から派遣される専門家との調整に関すること。
 - ④ 住民等に対する広報、指示伝達に関すること。
 - ⑤ 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る災害対策本部への連絡に関すること。
 - ⑥ 住民避難等についての災害対策本部への連絡に関すること。
 - ⑦ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に係る災害対策本部への連絡に関すること。
 - ⑧ 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
 - ⑨ 原子力災害合同対策協議会及び各機能班への参画に関すること。
 - ⑩ その他必要な事項

3 災害対策本部等の廃止

- (1) 災害対策本部長が、原子力災害対策の必要がなくなつたと認めたとき。
- (2) 原子力災害事後対策が収束し、災害対策本部長が、原子力災害対策の必要がなくなつたと認めたとき。

4 災害対策本部等の緊急時体制への移行

原災法第15条第1項に規定する全面緊急事態に至り、同条第2項の原子力緊急事態宣言が発出された場合には、緊急時体制に移行する。

第3 緊急時体制

1 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急時体制をとる。

緊急時体制における原子力災害対策合同協議会の構成員等は、次のとおりとする。

- (1) 合同対策協議会（緊急事態対応方針決定会議）の構成員
副市長
- (2) 合同対策協議会（全体会議）の構成員等
 - ① 構成員 副市長
 - ② 補助構成員 総務課職員その他必要な者
- (3) 機能グループの主な業務等

機能グループ	主な業務	
総括班	総合調整	・協議会の調整事項の伝達 ・国、自治体等との連絡調整

		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避，避難の情報集約 ・緊急事態解除宣言の具申
広報班	報道機関等対応 住民等への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関等への対応 ・住民等への対応
放射線班	放射線影響評価 放射線濃度予測	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線状況の整理 ・被ばく線量の予測 ・モニタリングデータ集約 ・屋内退避，避難勧告の検討 ・飲食物摂取制限勧告検討
医療班	被災者に対する 医療活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・救助，救命状況の把握
住民安全班	被災者の救助と 社会秩序の維持 活動の把握調整	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避，避難状況の把握 ・救助，救命状況の把握 ・交通規制状況の把握 ・緊急輸送実施状況の把握 ・飲食物摂取制限状況の把握
運営支援班	対策拠点施設の 管理	<ul style="list-style-type: none"> ・対策拠点の環境整備 ・対策拠点施設の出入り管理 ・参集者の食糧等の調達
プラントチーム	原子力事業所に 関する情報の収 集，整理	<ul style="list-style-type: none"> ・各機能班に対し，プラントの状況に関する 情報提供
実働対処班	実働組織との連 絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部各班への情報提供 ・物資調達，供給活動等に係る調整

2 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

- (1) 災害状況の把握に関すること。
- (2) 国，県，九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (4) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (5) 自衛隊への派遣要請に関すること。
- (6) 串木野海上保安部への派遣要請に関すること。
- (7) バス会社等への協力要請に関すること。
- (8) 緊急被ばく医療に関すること。
- (9) 緊急時モニタリング等の協力に関すること。
- (10) 飲食物等の摂取制限及び農林畜産物の採取・出荷制限等に関すること。
- (11) 交通規制・緊急輸送等に関すること。
- (12) その他必要な事項

3 緊急時体制における現地本部の所掌事務

- (1) 現地本部の運営及び本部との連絡調整に関すること。
- (2) 災害状況の収集伝達に関すること。

- (3) 国，県等との連絡調整及び住民相談に関する事。
- (4) 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。
- (5) 現地事故対策連絡会議への参画に関する事。
- (6) 原子力災害合同対策協議会及び各機能グループへの参画に関する事。
- (7) その他必要な事項

4 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行

原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ，国の原子力災害対策本部が廃止されたときは，緊急時体制を廃止し，対策本部体制に移行する。

第3章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 市は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- (2) 九州電力が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

- (1) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、九州電力の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、対策拠点施設の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県、関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、九州電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、九州電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ① 九州電力からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ② 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ③ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ④ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び九州電力と連携して応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新のものとなるよう更新し、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

なお、九州電力は、防災対策上必要な資料を提供するものとする。

<整備を行うべき資料の例>

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 川内原子力発電所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取の候補地点図
- ウ 線量推定計算に関する資料
- エ 平常時環境放射線モニタリング資料
- オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 九州電力を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 九州電力との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、川内原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行われるよう、次のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に係る必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

市は、住民等への的確な情報伝達のため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

(6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第6節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺市町ともに対策拠点施設に原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、市、関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、県警察、消防機関、第十管区海上保安部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、九州電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取りきめておくとともに、連絡先の情報共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進をするなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請のほか、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括のもと、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

10 専門家の派遣要請手続き

市は、九州電力より警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員の確保等）を行うものとする。

第7節 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、関係市町、九州電力その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び九州電力と相互の連携を図るものとする。

3 広域的な応援協力体制

市は、国、県及び関係市町と協力して、複合災害時の対応により、職員及び資機材が不足する場合に備え、広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

4 緊急輸送活動体制の整備

(1) 職員の派遣体制

市は、国、県及び防災関係機関と協議し、複合災害時においても、必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(2) 資機材の搬送体制

市は、国、県及び関係市町と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、搬送経路及び手法について体制の整備に努めるものとする。

(3) 代替輸送手段の確保

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

5 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時において、正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ等を効果的に活用するとともに、インターネット（ホームページ、フェイスブック等のソーシャルメディア等）や緊急速報（エリアメール）等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

6 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び九州電力と協力して、複合災害時に市民等がとるべき行動について、普及啓発活動を行う。

7 防災業務関係者の人材育成及び防災訓練等の実施

市は、国、県及び防災関係機関と連携し、本章第14節に定める人材育成及び第15節に定める防災訓練等を実施するに当たっては、複合災害時の対応についても考慮する。

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県及び九州電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

この場合において、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮するとともに、原子力災

害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関

し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めるものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。

3 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。

(2) 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時から、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持

方法等についてあらかじめ計画し、避難先については、県の避難施設等調整システムにより調整されるものとする。

- (4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についてあらかじめ計画し、避難先については、県の避難施設等調整システムにより調整されるものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市等と連携し、避難誘導に係る計画の作成に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画となるよう努めるものとする。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内避難又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県の支援のもと、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう被災者の所在地等の情報について、避難先の市町村と共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図れるよう努めるものとする。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、県の支援のもと警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

10 避難等・避難方法等の周知

市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び九州電力の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

また、市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための措置や情報版などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は県及び九州電力と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう配布場所、配布のための手続、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等について、あらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する。この場合において、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について十分な周知徹底がなされるよう適正な説明に努めるものとする。
- (3) 市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

5 消火活動体制の整備

市は、平常時から県、九州電力等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備、活用等を図るものとする。

- (3) 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第12節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第13節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 市は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 川内原子力発電所の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
 - ⑦ 要配慮者等への支援に関すること
 - ⑧ 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
 - ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
 - ⑩ その他原子力防災に関すること
- (2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- (4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、住民等が、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知するものとする。
- (5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第14節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果については、訓練等において具体的に確認するとともに、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 川内原子力発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第15節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県、九州電力等関係機関の支援のもと、次の項目を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。
 - ① 災害対策本部等の設置運営訓練
 - ② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
 - ③ 緊急時通信連絡訓練
 - ④ 緊急時モニタリング訓練

- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 住民等に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練を行うに際しては、住民避難及び住民等に対する情報提供等市が行うべき防災対策や複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、九州電力等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救助活動等の連携強化に留意するものとする。

また、市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性にかんがみ、九州電力と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関にあっては、次により対応するものとする。

(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防保安課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、九州電力等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、九州電力等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、九州電力等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第17節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む薩摩川内市に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(3) 九州電力からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市

は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、P A Zを含む薩摩川内市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとする。
- ③ 市は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡するものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 九州電力は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。
- ② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 市は、県、自衛隊、第十管区海上保安部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ④ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- ⑥ 市は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報などの応急対策活動内容について、自治会等関係機関へ電話・F A X等を利用して連絡を行う。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 九州電力の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、消防機関、海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に

文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する九州電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

市は、国・県の現地対策本部、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに、対策拠点施設において、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- ③ 市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

- ④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、市及び県をはじめ九州電力、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、第2章第1節の災害応急対策における対応基準及び第2章第2節の防災活動体制並びに以下の体制に基づき、災害応急体制をとるものとする。

2 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

また、市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、川内原子力発電所において放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置するものとする。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

① 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努めるものとする。

② 市は県と連携し、又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

- ③ 市の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- ④ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑤ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難，屋内退避等の防護措置

1 避難，屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、次により避難，屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

また、複合災害時には、屋内退避，避難等に時間を要するなど、困難性が増すことが予想されるため、被災状況に応じてこれらの措置を検討するものとする。

- (1) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断によりUPZ内における屋内退避の準備を行う。
- (2) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、住民等に対し、屋内退避を行うよう伝達する。さらに、市は、国・県の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請するものとする。

また、県は、UPZ内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適當である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとされている。

- (3) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。この場合において、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- (4) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在，災害の概要，緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

- (5) 市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問，避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (6) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県は受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう

指示するものとする。この場合において、県は受入先の市町村と協議の上、市に対し避難所となる施設を示すものとする。

- (7) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

2 避難所等

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

- (2) 市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。

- (3) 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、市及び県は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (4) 市は、県と連携し、避難所における被災者は生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、市は県と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (6) 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 市は、県の協力のもと、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 国は、市及び県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うこととされている。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

避難又は屋内退避等の対象区域を含む市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続によって配布及び服用指示を行うものとする。

5 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、市及び県に対し、速やかにその旨連絡するものとする。
また、県は、UPZ内の病院等医療機関の避難又は一時移転が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムを活用して避難等が必要となった医療機関の入院患者の避難先となる医療機関を調整することとされている。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、国に対し、受入れ協力を要請することとされている。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、市及び県に対し、速やかにその旨連絡するものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力の上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 市は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (3) 市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動，医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者，要配慮者等を中心とした避難者等
- ③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長，市災害対策本部長等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所，避難所を維持・管理するために必要な人員，資機材
- ⑤ 食料，飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は，関係機関との連携により，輸送の優先順位，乗員及び輸送手段の確保状況，交通の混雑状況等を勘案し，円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 市は，人員，車両等の調達に関して，関係機関のほか，県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに，必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- ③ 市は，②によっても人員，車両等が不足するときは，原子力災害合同対策協議会等の場において，人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

道路管理者は，交通規制に当たる県警察と，原子力災害合同対策協議会において，相互に密接な連絡をとり，緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急，消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は，救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう必要に応じ県又は九州電力その他の民間からの協力により，救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は，災害の状況等から必要と認められるときは，消防庁，県，九州電力等に対し，応援を要請するものとする。この場合，必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市は，市内の消防力では対処できないと判断した場合は，速やかに，広域消防応援，緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお，要請時には次の事項に留意するものとする。

- ① 救急・救助及び火災の状況並びに応援要請の理由，応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所 など

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理，汚染検査，除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，住民等の適切な判断と行動を助け，安全を確保するためには，正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見などが数多く寄せられるため，適切な対応を行うことができる体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 市は，放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し，緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ，異常事態による影響をできるかぎり低くするため，住民等に対する的確な情報提供，広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

(2) 市は，住民等への情報提供に当たっては，国及び県と連携し，情報の一元化を図るとともに，情報の発信元を明確にし，あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また，利用可能な様々な情報伝達手段を活用し，繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに，情報の空白時間がないよう，定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 市は，役割に応じて住民等のニーズを十分把握し，原子力災害の状況（川内原子力発電所の事故の状況，緊急時モニタリングの結果及び，参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等），農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況，市が講じている施策に関する情報，交通規制，避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお，その際，民心の安定並びに要配慮者，一時滞在者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 市は，原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表，広報活動を行うものとする。その際，その内容について原子力災害対策本部，国現地対策本部，指定行政機関，公共機関，県，関係周辺市町村，九州電力等と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 市は，情報伝達に当たって，防災行政無線，広報誌，広報車等によるほか，テレビやラジオなどの放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット等を活用し，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町村、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生の報道を受けて、国内・国外から多く寄せられる善意の支援申し入れについて、市は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

- (2) 市は、あらかじめ業務継続計画を定め、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務について、退避先において継続して実施するものとする。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等について、あらかじめ様式を定め、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 市は、国及び県と連携し、被災した住民等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給及びその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市外に避難した住民等に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は、県と連携し、被災した住民等の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査、原子力災害対策指針に基づく住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、国及び県とともに実施するものとする。